



契約締結前交付書面兼商品概要説明書

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

ウォン外貨定期預金<ウォンダブル定期>

この書面をよくお読みください

- ウォン外貨定期預金<ウォンダブル定期>(以下、本預金といいます。)塲は、ウォン外貨預金のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払い戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。
- 為替相場の変動により、お受け取りのウォン貨元利金を円換算すると、当初本預金作成時の払込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

- 円をウォン貨にする際(預入時)およびウォン貨を円にする際(引出時)は、手数料(当日基準レートの1.5%)がかかります。お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート(預入時)、TTBレート(引出時)をそれぞれ適用します。
したがって、為替相場の変動がない場合でも往復の為替手数料(預入時基準レートの1.5%および払戻時基準レートの1.5%)がかかるため、お受け取りのウォン価額の円換算額が当初本預金作成時の払込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- お預け入れ、お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。詳しくは、別紙【ウォン預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場】をご覧ください。
- 本預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りのウォン貨を円換算すると、当初本預金作成時の払込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- 本預金をウォン現金で預け入れる場合、またはウォン現金で払戻しする場合には、外貨現金取扱手数料(3.5%)がかかるため計算の結果、払込み円貨額を下回ることがあります。

【商号・住所】株式会社 SBJ 銀行 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー9F

【商品の概要】

2010年10月1日現在

1. 商品名	ウォン外貨定期預金<ウォンダブル定期>
2. 商品概要	ウォン外貨定期預金<ウォンダブル定期>とは、ウォン外貨預金のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払い戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。
3. 預金保険	本預金は預金保険の対象外です。
4. ご利用いただける方	日本国内に居住の個人および法人のお客さま ※非居住者の方はお申込みできません。

次項に続きます

<p>5. 期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヵ月、6ヵ月、1年 ・ 自動継続方式(元利継続型)のみのお取り扱いとなります。 ◆ 元利継続型 利息を元金に加えて前回と同一の期間の本預金を自動的に継続作成します。
<p>6. 預け入れ</p> <p>(1) お預け入れ方法</p> <p>(2) お預け入れ通貨</p> <p>(3) お預け入れ金額</p> <p>(4) お預け入れ単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括してお預け入れいただきます。 午前10時ごろからご利用いただけます。 ・ ウォン(KRW) ・ 10,000,000 ウォン以上 ・ 1ウォン単位(ただし、ウォン現金でお預け入れされる場合は、硬貨はお取り扱いできません)
<p>7. 払い戻し方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後に一括して払い戻します。 午前10時ごろからご利用いただけます。 ・ ウォン現金により払い戻す場合には、金額や金種によってお申し込み当日に応じられない場合があります。
<p>8. 利息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払い方法</p> <p>(3) 計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預け入れ時の金利を満期日まで適用します。適用金利については支店にお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。 ・ 満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・ 付利単位を原則1ウォン単位とした1年を360日とする日割計算。
<p>9. 税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子所得について 内国法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは 20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%)として課税されます。 ・ お利息はマル優の対象外です。 ・ 為替差益への課税 <ul style="list-style-type: none"> <法人のお客さま> 総合課税となります。 <個人のお客さま> 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 <p>※ 詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</p>
<p>10. 満期日以後の利息</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続方式のみの取り扱いとなります。 自動継続後の適用金利は、書替日におけるお預け入れ期間に応じた当行所定の基準金利となります。自動継続を停止した場合における満期日以後の適用金利は、解約日または書替日におけるウォン外貨普通預金の基準金利となります。

次項に続きます

11. クーリングオフ 適用の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該契約については、クーリングオフ規定の適用はありません。
12. 期日前解約時の お取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として期日前解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預け入れ日から期日解約日までの適用金利は期日前解約日におけるウォン外貨普通預金の基準金利となります。
13. 手数料および 適用相場	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預け入れ、お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 ※ 詳しくは、別紙【ウォン預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場】をご覧ください。
14. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
15. 韓国休日時の 取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規口座開設の取り扱いはできません。 ・ 預金口座解約の取り扱いはできません。ただし解約元利金をウォン外貨普通預金に入金することは可能です。 ※ 韓国休日については、別紙【韓国休日一覧】をご参照ください。
16. お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品のお問い合わせは、お近くの窓口までお願いいたします。

別紙

※【外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および為替相場】

	お預け入れ・お引き出し方法	手数料・適用相場等	
お預け入れ	・ 円現金 ・ 円預金からのお振替	・ 円を外貨にする際(預入時)には、手数料を含んだ為替相場であるTTSレートを適用 ・ TTSレートには、為替手数料(当日基準レートの1.5%)が含まれています	
	・ 外貨現金 ・ ご本人の外貨預金からお振替	・ 外貨現金取扱手数料(お取り扱い現金額の3.5%) ・ お手数料はかかりません	
	お引き出し	・ 円現金 ・ 円預金へのお振替	・ 外貨を円にする際(引出時)には、手数料を含んだ為替相場であるTTBレートを適用 ・ TTBレートには、為替手数料(当日基準レートの1.5%)が含まれています
		・ 外貨現金 ・ ご本人の外貨預金へのお振替 ・ 外貨建てでの送金	・ 外貨現金取扱手数料(お取り扱い現金額の3.5%) ・ お手数料はかかりません ・ 外貨取扱手数料3,000円+金額×0.05%

※【韓国休日一覧】

2011年11月から2012年12月まで

11月	なし	6月	6日(水)
12月	25日(日)	7月	なし
1月	1日(日)・22日(日)・23日(月)・24日(火)	8月	15日(水)
2月	なし	9月	29日(土)・30日(日)
3月	1日(木)	10月	1日(月)・3(水)
4月	なし	11月	なし
5月	5(土)・28日(月)	12月	25日(火)